

# 倉敷市立中庄小学校 いじめ問題対策基本方針

令和6年4月 策定

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ 全ての児童に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、他者への思いやりや豊かな人間関係を営む力の育成に努める。また、いじめはどの児童にも起こりうる、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという事案を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないよう未然防止に全ての教職員が取り組むことが必要である。
- ・ 早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、対処する。
- ・ 発見・通報を受けた場合には、速やかにいじめ問題対策委員会により組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童及び傍観的立場の周囲の児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

## いじめに関する現状と課題

学校教育活動が行われる中で、けんかやからかいなど、児童同士のトラブルが日々報告されている。そのようなトラブルに対しては、後に事態が深刻化する可能性を考慮し、細やかに対処していく必要がある。そこで、本校のいじめ対策は、「広く細やかな認知」「被害児童に寄り添った支援」「組織的な対応」を方針の柱とする。いじめに関する認識を全ての教職員で共有し、「明るく楽しい学校」を目指し、取り組んでいく。また、本校では、多様性を認め合い、尊重し合う集団を目指し、児童や児童会を中心とした様々な取り組みが行われている性別や国籍、障害、感染症に関するものなど、あらゆる差別を決して許さず、全ての方の人権が尊重されるよう、十分に注意することを教職員全体で共有していく。

### 保護者・地域との連携

(連携の内容)

- 学校基本方針を学校HPに掲載するとともに、PTA総会配付資料に記載し、学校のいじめ問題への取組について、保護者及び地域の方の理解を得る。また、PTA研修会や授業・学級懇談会などを活用して意見交換や協議の場を設定し、取組の改善を図る。
- いじめ問題が起きたときは、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かし、決して学校内だけで問題解決にあたることのないように留意する。

### 学 校

#### いじめ問題対策委員会

- 〈いじめ問題対策委員会の役割〉
- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- 〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉
- ・ 毎月1回の定例会議に加え、いじめに係る情報があつた時、
- 〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉〈関係機関との連携〉
- 校長、副校長、教頭、教務、生徒指導主事、児童支援担当、担任、学年団、養護教諭、学校医、SC、SSW、弁護士、医師、警察官経験者、県教育委員会、市教育委員会等。

#### いじめ対策の達成目標

いじめを積極的に認知し、組織的に対応することで100%の解消に取り組む。

### 基本方針に基づく各種取組

- 倉敷市いじめ問題対策基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- 年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 基本方針が学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、方針の見直しを行う。(PDCAサイクルの実行)
- いじめ対策組織の存在及び活動を分かりやすく周知するための取組を実施する。
- 全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

## 学校が実施する取組

①いじめ防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止対策推進法第4条「児童等は、いじめを行ってはならない」を学校生活の様々な場面において周知する。</li> <li>・ いじめ問題対策基本方針に基づき、校内指導体制を確立する。</li> <li>・ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行う。また、互いを尊重し合う人間関係を醸成するための取り組みを、児童会等を中心に行う。</li> <li>・ 児童に対して、傍観者とならず、いじめの報告やいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。また、新型コロナウイルスに関する人権への配慮についての指導を行う。そのために普段から、いじめは絶対に許されないことを伝えたり、相手を思いやった行動を称揚したりするよう意識して指導する。</li> </ul>
②早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</li> <li>・ アンケートや個人面談の結果の検証及び組織的な対処方法について定め、迅速に対応する。</li> <li>・ 児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを理解し、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。</li> </ul>
③いじめ事案の対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するため、いじめ対策組織において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含むプランを策定し、確実に実行する。</li> <li>・ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、傍観的立場の児童に対しても適切な指導を行う。</li> <li>・ 昨年度認知したいじめも含め、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。</li> </ul>

倉敷市立中庄小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画 (※変更することがあります。)

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめ事案への対処
4月	○職員会議 ○いじめ対策委員会 ※いじめ対策委員会については、各月に回に加え、必要に応じて適宜開くものとする。	○職員校内研修 ○教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動などの推進 ○前学年からの引き継ぎ		○発生事案への迅速な対処 ○対応手順の共通理解
5月	○生徒指導部会 ・基本方針, 指導計画の確認 ○職員会議(情報交換会) ○PTA人権教育推進委員会		○心と体のアンケート	
6月	○生徒指導部会 ○職員会議(情報交換会) ○学校評議委員会	○なかよし月間	○いじめ実態把握アンケート ○教育相談	○アンケート結果の検討 (必要に応じて対処)
7月	○生徒指導部会 ○職員会議(情報交換会)	○SNS等を用いたネットいじめに関する授業(高学年)※児童の発達段階に合わせ、適宜行う。	○個人懇談	
8月	○PTA人権教育推進委員会 ○いじめ対策委員会 (校内研修)	○職員校内研修		
9月	○生徒指導部会 ○職員会議(情報交換会)	○PTA人権教育講演会	○心と体のアンケート	
10月	○生徒指導部会 ○職員会議(情報交換会) ○PTA人権教育研修会			
11月	○生徒指導部会 ○職員会議(情報交換会)			
12月	○生徒指導部会 ○職員会議(情報交換会)	○なかよし週間	○いじめ実態把握アンケート ○教育相談 ○個人懇談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
1月	○生徒指導部会 ○職員会議(情報交換会) ○いじめ対策委員会 (校内研修)	○職員校内研修		
2月	○生徒指導部会 ○職員会議(情報交換会) ○学校評議委員会		○心と体のアンケート	
3月	○生徒指導部会 ○職員会議(情報交換)	○次学年への引継ぎ事項のまとめ		

発生事案への対応について ※迅速な対応

